

社会福祉法人新座市社会福祉協議会管理職手当等支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程（平成5年1月19日理事会承認）第17条第2項に規定する管理職手当等の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(管理職手当等支給の範囲)

第2条 管理職手当を支給する職は、次の各号に掲げるとおりとし、及びその職にある職員に支給する管理職手当の月額は、各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

- (1) 事務局長及びこれに相当する職にある者 80,000円
- (2) 副局長及びこれに相当する職にある者 60,000円
- (3) 参事及びこれに相当する職にある者 55,000円
- (4) 課長及びこれに相当する職にある者 50,000円
- (5) 副課長及びこれに相当する職にある者 40,000円
- (6) 専門員及びこれに相当する職にある者 35,000円

2 職員が管理職手当を支給する職を兼ねている場合は、主たる職につき管理職手当を支給する。

(支給の減額等)

第3条 休職期間については、管理職手当を支給しない。

2 長期欠勤の場合は、管理職手当を減額することができる。

(管理職員特別勤務手当)

第4条 管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において第5条各号で定める額（当該勤務に従事する時間が6時間

を超える勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額)

- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第5条 前条第3項第1号で定める額は次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 事務局長及びこれに相当する職にある者 12,000円
(2) 副局長及びこれに相当する職にある者 10,000円
(3) 課長及びこれに相当する職にある者 8,000円
(4) 副課長及びこれに相当する職にある者 6,000円

2 前条第3項第2号で定める額は次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 事務局長及びこれに相当する職にある者 6,000円
(2) 副局長及びこれに相当する職にある者 5,000円
(3) 課長及びこれに相当する職にある者 4,000円
(4) 副課長及びこれに相当する職にある者 3,000円

(勤務実績簿)

第6条 任命権者(その委任を受けたものを含む。)は、管理職員特別勤務実績簿を作成し、保管しなければならない。

(支給日等)

第7条 管理職手当等の支給日等は、給料支給の例による。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、管理職手当及び管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (平成8年3月16日会長決裁)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日理事会承認)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。